

議案第4号

字の名称を廃止することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別紙変更調書のとおり字の名称を廃止し、同条第2項の規定による告示の指定する日から効力を生ずるものとする。

令和5年2月28日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

八幡浜市地番整理事業の実施により大字の区域及び名称を新たに画し並びに大字の区域を変更すること、並びに八幡浜市大島の国土調査事業の円滑な推進を図ることに伴い、小字を廃止するため。

別紙

1 変更調書

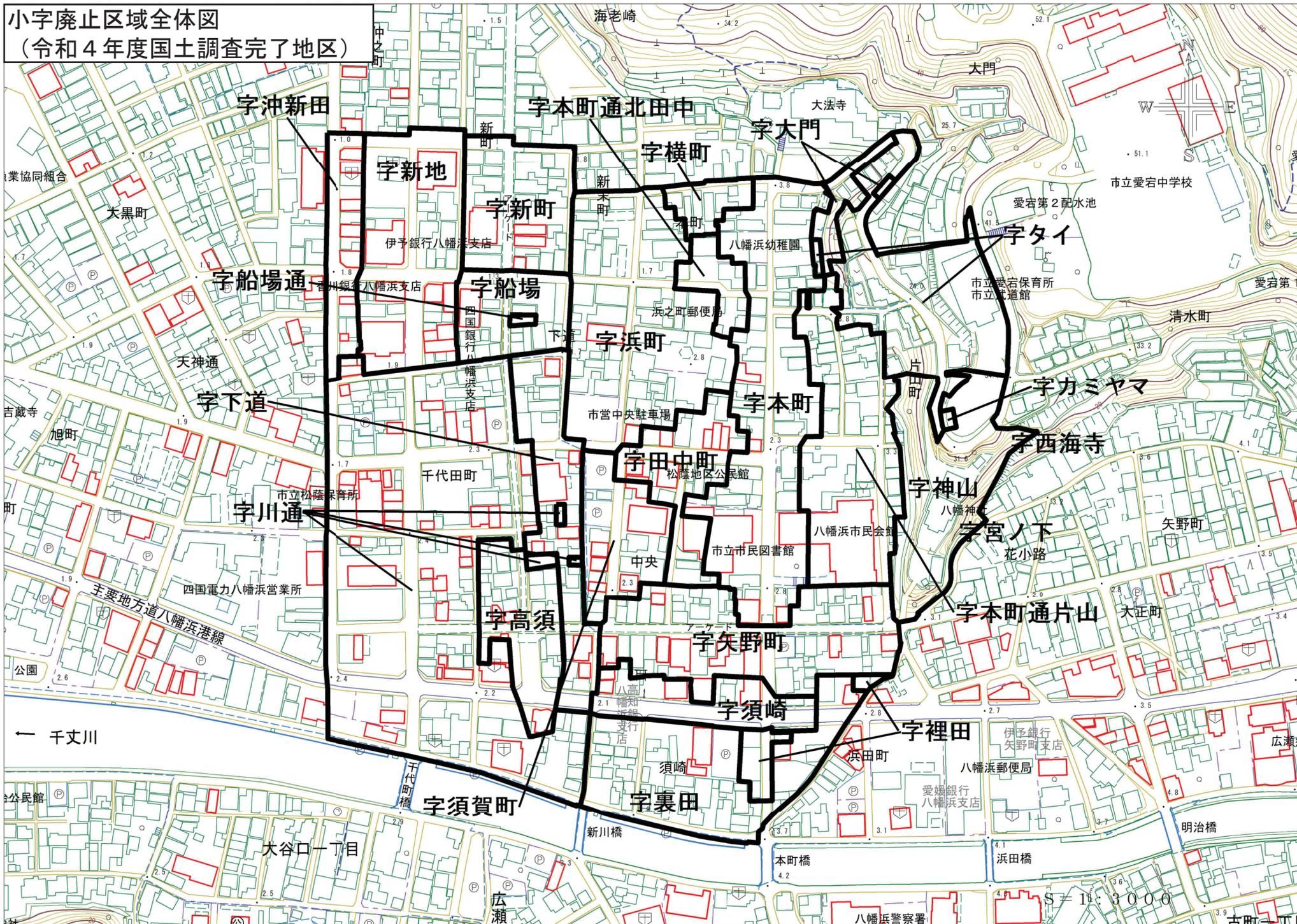
小字を廃止する区域			摘要
大字名	小字名	地番	
	裏田	全区域	これに伴う道路、水路等を含む
	裡田	全区域	
	沖新田	全区域	
	カミヤマ	全区域	
	神山	511の5から511の7まで、511の9から511の14まで、1572の1、1572の3	
	川通	全区域	
	西海寺	439	
	下道	全区域	
	新地	全区域	
	新町	全区域	
	須賀町	全区域	
	須崎	全区域	
	船場	全区域	
	船場通	全区域	
	タイ	451の1、451の3から451の7まで、470の1、473の1、474の1、474の2、475の1、476、477、479、480の1から480の3まで、481の1から481の3まで、487の1から487の3まで、487の6、508の1、508の2、512の1から512の3まで、513の1から513の3まで、514の1から514の3まで、515の1から515の3まで、517	
	大門	全区域	
	高須	全区域	
	田中町	全区域	
	浜町	全区域	
	本町	全区域	
	本町通片山	全区域	
	本町通北田中	全区域	
	宮ノ下	1145	
	矢野町	17の1、17の2、18の1から18の3まで、19の1、19の2、20の1、20の2、21の1、21の2、22の1、22の2、23の1から23の3まで、24の1、24の2、25の1、25の2、26の2、27、28の2、29の1から29の3まで、30の1、30の2、31の1から31の3まで、31の7、31の8、32の2、33の2、34の1、34の2、35の1から35の3まで、36の1、36の4から36の7まで、36の9から36の11まで、37の2、37の3、38の1から38の6まで、39の1、39の2、40の1、40の2、41、42の2、42の3、44の1から44の3まで、45の1から45の3まで、46の2、47の1から47の3まで、48の1、48の2、50の1から50の3まで、50の6、50の7、51の1から51の3まで、52の2、53の2、54の1、54の2、55の2	
	横町	全区域	

備考 令和5年2月9日調査

2 変更調書

大島の区域内の小字を全部廃止する。

小字廃止区域全体図
(令和4年度国土調査完了地区)



八幡浜市管内図 (抜粋)

栗小島

大島海底送水管

青滝鼻
大島
大島
大島漁港
三王島

大島シュードタキライト

地大島

貝付小島

首尾崎鼻

風無鼻

穴井漁港

穴井

沖蕪島

岡蕪島

頃時鼻

巴理島

藤石場

